

感染拡大防止に向けた取り組みへのご協力のお願い

兵庫県では、緊急事態宣言の発出を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでおります。つきましては、会員事業所のみならず、改めて感染拡大防止に向けた取り組みに対してご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

相談等により当会へ来会される場合は、密を避けるため事前にご連絡をいただくなど、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る支援策について

雇用調整助成金の特例措置・休業支援金の延長

現行の特例措置(日額上限15,000円等)は、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長されます。緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月以降、雇用情勢が大きく悪化しない限り措置は段階的に縮減されますが、感染が拡大している地域や特に業況が厳しい企業については特例が設けられる予定です。



新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(1月14日～2月7日分※1)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の要請に応じて営業時間の短縮(以下「時短営業」という)に協力した事業者に対し、1日あたり6万円/店舗×時短日数(最大150万円)の協力金が支給されます。

<対象者> 次の要件①～④を全て満たす事業者の方

- ①兵庫県内で食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている飲食店を運営していること
- ②通常午後8時以降も営業している対象施設が、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮していること
※酒類の提供は午前11時から午後7時まで
- ③令和3年1月14日～2月7日(県の要請期間)の全ての期間において、時短営業(休業を含む)をしていること
- ④業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、感染防止対策宣言ポスターを掲示していること



※1 緊急事態宣言が延長された期間分については、要請期間が終了した後に県ホームページに公表されます。

マイナンバーカードの企業等一括申請をご利用ください!

マイナンバーカード企業等一括申請とは・・・ ※緊急事態宣言中は対応されておりませんのでご注意ください。

企業等一括申請とは、市川町役場職員が町内の企業等を訪問し、マイナンバーカードの交付申請を一括して受付するものです。できあがったカードは、申請受付からおおよそ1～2か月半後に申請者の住民票のある役所から申請者の住所あてに本人限定受取郵便にて郵送されるため、役場窓口に来庁される必要はありません。

対象は市川町内の企業・団体です。住所が市川町以外の方も申請できます。

▷お問合せ先：市川町役場住民環境課戸籍住民係 TEL 0790-26-1011

○マイナンバーカードのメリット

- ・マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。
- ・マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請等に利用できます。
- ・マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で利用できます。
- ・市区町村や国等が提供する様々なサービス毎に必要な複数のカードがマイナンバーカードと一体化できます。
- ・コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。

○確定申告もマイナンバーカードを使用した電子申告を推奨します

確定申告においてもマイナンバーカードを使用した電子申告がお勧めです。マイナンバーが記載された申告書等を提出する際に必要となる本人確認書類の提示又は写しの添付が不要となります。

○マイナポイントについて

令和3年3月までにマイナンバーカードの申請を行い、取得後、利用の申し込みを行ったうえで、令和3年9月末までにマイナポイントの申し込みおよびキャッシュレス決済による買い物やチャージを行った場合に、利用金額の25% (最大1人5,000円相当) のポイントがもらえる、という総務省が実施主体の事業です。

ぜひ、期間内にマイナンバーカードを申請していただき、マイナポイント事業をご利用ください。

令和3年4月1日より、税込価格の表示(総額表示)が必要になります！

「総額表示」とは

消費者に商品の販売やサービスの提供を行う消費税課税事業者が、値札やチラシなどにその価格を表示する際、消費税額を含めた価格を表示することをいいます。消費者に対しての価格表示であれば、店頭で値札のほか、チラシやカタログ、広告など、どのような表示媒体によるかを問わず、総額表示が義務付けられます。

令和3年3月31日まで

10,000円(税抜)

10,000円+税

10,000円(税別価格)

令和3年4月1日以降

11,000円

11,000円(税込)

10,000円(税込11,000円)



姫路税務署 から 確定申告 に関するお知らせ

姫路税務署では、確定申告会場(姫路労働会館)における新型コロナウイルス感染リスクの軽減のため、来場者の削減や会場内での感染症対策などの各種施策に取り組む予定をされています。確定申告会場は、感染症対策に配慮した会場レイアウトになるため混雑が予想されますのでご注意ください。



「混雑した会場で感染リスクを避けるために」

- ・ご自宅から申告できる e-Tax(電子送信)をご利用ください。
- ・e-Tax は、国税庁ホームページから以下の2つの方法で提出(送信)できます。
 - ①マイナンバーカードを使って提出⇒マイナンバーカードとICカードリーダーが必要です
 - ②IDパスワードを使って提出⇒税務署が発行するID・パスワードが必要です
- ・作成済みの還付申告書は、2月15日(月)以前でも提出できます。

「確定申告会場で相談を検討されている方へ」

場 所 姫路労働会館(姫路市北条1丁目98番地)
受付期間 2月16日(火)～3月15日(月) 土・日・祝日等を除く
※2月21日(日)、2月28日(日)は相談受付が可能です。
受付時間 9時～16時

- ・会場への入場には入場整理券が必要です。
- ・入場整理券はLINEを通じたオンライン事前発行が可能です。
- ・入場整理券の配布状況に応じて、早めに受付時間を終了する場合があります。
- ・入場の際には検温していただき、咳・発熱(37.5度以上)のある方は入場できません。
- ・姫路労働会館には、来場される方のための駐車場はありません。来場の際は、公共交通機関をご利用いただくか、お車の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

▷お問合せ先：姫路税務署 TEL 079-282-1135 (自動音声で案内)

～確定申告期限および納付期限延長～

緊急事態宣言の期間が延長されたことを踏まえ、下記のとおり延長されました。

<申告期限・納付期限>

所得税・消費税とも令和3年4月15日(休)

<振替日>

所得税：令和3年5月31日(月)

消費税：令和3年5月24日(月)



働き方改革窓口相談のお知らせ

当会では、兵庫働き方推進支援センターと共同で、専門家による働き方改革関連法への対応に係る相談窓口を下記のとおり開設しています。

相談料は無料ですのでお気軽にお越しください。

開設日：2月18日(木)、3月18日(木)

時間：10時～17時(12時～13時は除く)

※事前予約をお願いします

専門家：小野暁子氏(社会保険労務士)

相談内容：36協定、各種助成金、就業規則見直し等

※働き方改革関連法のひとつで、正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差の禁止を定めた「パートタイム・有期雇用労働法」(旧呼称：パートタイム労働法)が令和3年4月に中小企業にも適用されます。通勤手当等正社員と非正規社員の間で格差がある場合は見直しが必要となりますので、ご注意ください。

市川 Pay の使用期限について

地域商品券「市川 Pay」の使用期限は令和3年2月28日(日)までです。3月1日以降の使用はできませんのでご注意ください。また、商品券の換金期間は令和3年3月10日(水)までとなっております。換金期間を過ぎると換金できませんので、換金漏れのないよう確認をお願いいたします。

<各種お問合せ>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺163-1

TEL：0790-26-0099 FAX：0790-26-0674



【事務局長】吉澤

【経営支援課】稲川・長谷川・佐々木・小野

【総務課】森口・山下・庄